

医療法人宏友会さとう内科医院

デイケアセンター

指定介護予防通所リハビリテーション・

指定通所リハビリテーション運営規定

指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの運営規定

第1条 医療法人宏友会が開設するさとう内科医院が実施する指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要支援状態（要支援 1,2）にある者（以下、「要支援者」という）に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションを提供し、要介護状態又にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 さとう内科医院が実施する指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの従業者は、要支援者の介護予防を計るため及び要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他リハビリテーションを個別的に行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態となることの予防のため、指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し個別的、計画的に行う。

3 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人宏友会 さとう内科医院デイケアセンター
- (2) 所在地 長崎市富士見町3番25号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 2名（常勤）

医師は、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 従事する従業者

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 作業療法士 | 2名(常勤2名、兼務) |
| ② 理学療法士 | 1名(非常勤1名) |
| ② 介護職員 | 4名以上(常勤1名、非常勤3名、うち1名兼務) |

従事する従業者は、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、8月14、15日。12月30日～1月3日を除く。

- ② 営業時間

午前の部 午前9時～12時 午後の部 午後1時～午後5時

- ③ 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は1単位20人 1日2単位までとする。

指定通所リハビリテーションの利用定員は、1単位20人 1日2単位までとする。

但し、介護予防通所及び通所リハビリテーション利用者総数は、1日40名を超えないものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 1) 実施する指定介護予防通所リハビリテーションは次の通りとする。

- ① 要支援者に対し、介護予防のためのマシン利用した筋力トレーニングと、リラクゼーションとしてのマッサージを主としたリハビリテーションを個別に行う。

2) 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りとする。

- ① 3時間以上4時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション

- ② 居宅と指定介護予防通所リハビリテーション、指定通所リハビリテーション間の送迎は、当施設で必要と判断した要支援、要介護者に施行する。

3 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① マシンを用いた筋力トレーニングと運動療法
- ② マッサージを主とした理学療法（物理療法を含む）
- ③ 日常生活動作に関する訓練
- ④ 自助具適用・使用訓練
- ⑤ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 長崎市の区域。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

2 利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行うリハビリテーションの場合
(ただし、単位内におけるリハビリテーションは、定員を超えない)

・ 20分 1000円

3 オムツ代：1枚につき、 50円

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

5 利用者の希望によって上記2～4の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る

2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者は事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(サービス内容に関する苦情に対する対応)

第13条 当事業所の提供したサービスに対して、御不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも、以下の相談窓口で誠意を持って対応する。

事業所の相談、苦情窓口対応等:

担当者 金子 翼

電 話; 095-861-1477

FAX; 095-833-1014

(事故発生時の対応)

第14条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族に連絡し、説明する。

また、利用者に対して、当事業所の居宅療養管理の提供により何らかの紛争が発生した場合は、長崎県医師会医療紛争処理委員会に委任の上、責任をもって解決に努力する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人宏友会さとう内科医院が定めるものとする。

- (付則) この規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。